

(背景・目的)

道路は、一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるように造られており、この規格を超える車両は、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるため原則として通行できないことになっています。ただし、実際の社会・経済活動においては、やむを得ず前述の規格を超える車両を通行させる必要が生じることがあります。そこで、車両の構造又は車両に積載する貨物の特殊性を審査し、やむを得ないと道路管理者が認める場合に限り、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するために必要な条件を道路管理者が付して車両の通行を許可する「特殊車両通行許可制度」が設けられています。

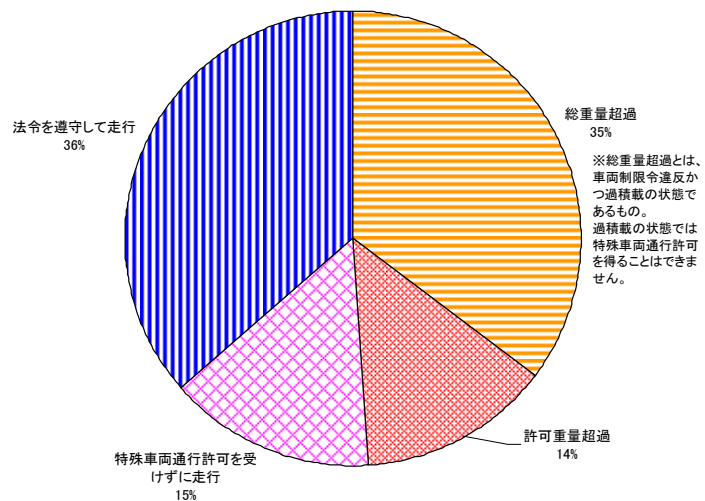
本制度については、これまで、経済活性化や国際競争力の強化など車両の大型化による物流効率化を支援するため、社会情勢や要望等を踏まえ、道路を通行する車両の重さや高さに関する制限値を引き上げるなど制度の見直しを実施してきました。

また、平成 18 年 6 月には、国際物流基幹ネットワークを選定し、海上コンテナ車が支障なく通行できる道路について、重点的に整備を進めていくこととしています。

しかしながら、重量超過車両の約 6 割は無許可や許可内容に違反した走行であり、橋梁や舗装の寿命を縮めるなど、道路に悪影響を及ぼす他、時には重大な事故を引き起こし、社会経済活動に多大な影響を与えています。

そこで、違反車両の指導取締り体制を強化するため、かねてより、車両重量自動計測装置の整備を進めてきており、このたびこれを活用した指導取締りの強化により、事業者への法令遵守の意識の向上を促すとともに、道路構造の保全及び交通の危険防止を図ります。

重量超過車両(総重量20t以上)の走行実態



(指導取締りの強化)

これまでも関係機関の協力のもと、指導取締基地における指導取締りを定期的
に実施してきたところですが、指導取締基地のスペースの問題などにより引き込
む車両数に限界があることなどから、効率的な指導取締りに困難が生じています。

今後は指導取締りを効率的かつ効果的に行えるよう、新たに整備した車両重量
自動計測装置の本格運用を 10 月 1 日より開始し、これまでの指導取締基地での
指導取締りとあわせて、違反車両の指導取締りを強化します。

指導取締基地

道路脇に設置された“指導取締基地”に、
車両を引き込み、重量・寸法を計測し、法令
違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽
減などの措置命令や指導警告を実施しま
す。



車両重量自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重
量等を自動的に計測。データベースにアクセ
スして許可の有無等を判定します。
判定を活用して、違法走行を繰り返す事業者
に対しては、指導警告書を送付します。



効率的かつ効果的な違反車両の指導取締りの強化

今般、車両重量自動計測装置で計測したデータと特殊車両通行許可内容のデー
タベースとをオンラインで照合することが可能になったことから、車両重量自動
計測装置の計測結果に基づき、違反走行を繰り返す事業者へ指導警告書を発出し
ます。

指導警告書発出後も違反を繰り返す事業者に対しては、呼出しの上、嚴重注意
を行います。

(特殊車両通行許可の取消し基準の改正)

従前、特殊車両通行許可に際して道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させ、重大な交通事故を発生させた場合等に許可の取消しを行うこととしていたところですが、事業者の法令遵守意識を更に徹底し、道路の構造の保全と交通の危険防止を図るため、次のとおり、特殊車両通行許可の取消し基準の改正を行います。

特殊車両の通行に関する指導取締要領（道路局長通達）の改正内容

特殊車両通行許可の取消基準について、現行の通達においては、

- 道路法（以下「法」という。）第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させ、人の死亡又は重傷に係る交通事故若しくは道路の損壊に係る重大な交通事故を発生させたとき。
- 法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている者に対する法第47条の3第1項の規定による道路管理者の命令に違反して特殊車両を通行させたとき。

に許可を取り消すものとされているところですが、これに、

- 法第47条の2第1項の許可に係る通行経路において法第47条第2項の規定に違反して特殊車両を通行させ^{※注}、人の死亡又は重傷に係る交通事故若しくは道路の損壊に係る重大な交通事故を発生させたとき。
- 法第47条の2第1項の許可に係る通行経路において法第47条第2項の規定に違反して特殊車両を通行させている者に対する法第47条の3第1項の規定による道路管理者の命令に違反して特殊車両を通行させたとき。
- 常習として、法第47条の2第1項の許可に係る通行経路において法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させたとき。

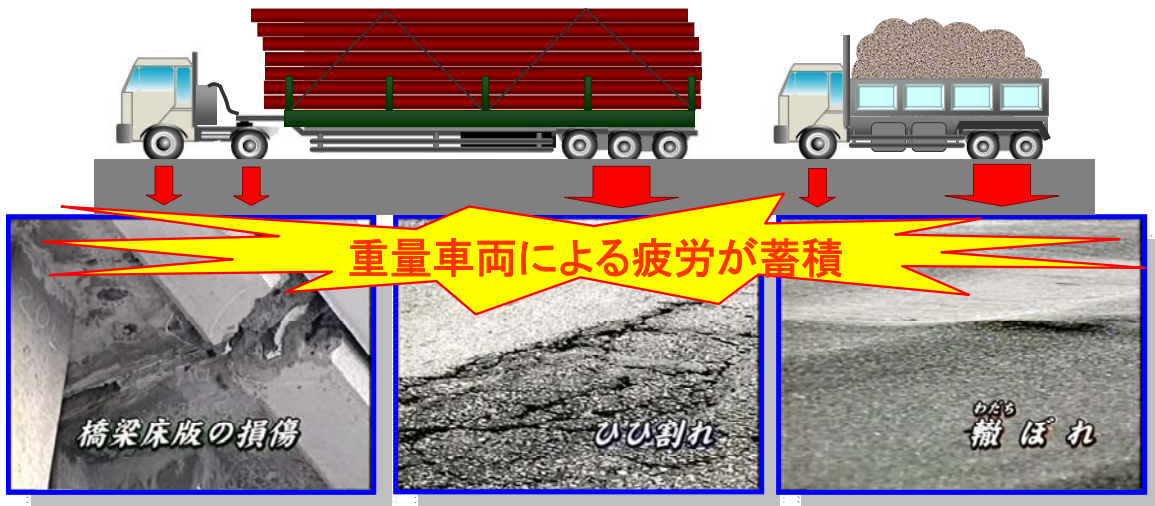
を追加します。

※注：「法第47条の2第1項の許可に係る通行経路において法第47条第2項の規定に違反して特殊車両を通行させ」とは、許可された通行経路において許可内容を超えた重量又は寸法の特殊車両を通行させることです。

重量超過車両による道路に及ぼす影響

重量超過車両の通行による、道路への疲労の蓄積は、構造物や舗装に及ぼす影響が大きい。今後、道路ストックの有効活用するためにも、道路構造の保全が重要です。

【道路に与える影響（イメージ）】



車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、それぞれ、舗装で4乗、RC床版で12乗といわれています。

仮に、大型車両1台が、軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合は、舗装に対しては約2台分、RC床版に対しては約9台分の疲労が蓄積されることとなります。



【舗装に与える疲労イメージ】

【床版に与える疲労イメージ】

重量超過車両の事故による社会的影響

重量超過車両による事故は、死亡事故など重大事故につながりやすく、また、散乱した大量の積荷や車両の撤去作業のため、長時間の通行規制を余儀なくされるなど社会経済活動に多大な影響を与えます。

○平成 18 年 4 月 14 日

北陸自動車道 長岡 JCT～中之島見附 IC

重量超過（許可 36.8t、実積載 45.2t）

のセミトレーラが横転。

通行止め 約 1 時間。

写真提供：NEXCO 東日本（株）



○平成 19 年 3 月 30 日

瀬田東 JCT（京滋BP一名神高速道路）

重量超過（許可 29.4t、実積載 41.4t）

のセミトレーラが横転。

ランプ通行止め 約 3 時間。

写真提供：NEXCO 西日本（株）



○平成 18 年 3 月 6 日

東北自動車道 加須 IC～久喜 IC

重量超過（無許可、実積載 41.7t）車両による中央分離帯突破事故。

上下線全面通行止め 約 5 時間